



みえにじいろ
ハンドブック

三重県

目次

パートナー関係を明確にする

- 1 三重県パートナーシップ宣誓制度を利用する…………… 04
 - 三重県パートナーシップ宣誓制度利用先一覧…………… 06
 - Q & A ……………… 09
- 2 公正証書を作成する…………… 10
 - (参考) パートナー契約証書 (標準様式) …………… 12

万が一の時に備える

- 1 病気になった時の備え…………… 15
- 2 任意後見契約をむすぶ…………… 16
- 3 遺言を作成する…………… 17

相談窓口のご案内…………… 18

はじめに

三重県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし取り組む中、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年4月1日に施行しました。

この条例の趣旨に基づき、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向けて、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を、令和3年9月1日から開始します。

このハンドブックでは、三重県パートナーシップ宣誓制度の案内をはじめ、県が発行する宣誓書受領証等で利用できるサービスや、公正証書に関すること、万が一のための備えなど、性のあり方にかかわらず、パートナーとの生活の中で活用できる情報を掲載しています。この冊子が、お手に取っていただいた方のお役に立てば幸いです。

県では、今後もパートナーシップ宣誓制度にかかる利用可能なサービスが増えるよう働きかけていくとともに、性の多様性についての理解を広げていけるよう、取組を進めていきます。

令和3年8月 三重県



三重県パートナーシップ宣誓制度を利用する

三重県パートナーシップ宣誓制度は、パートナーシップ宣誓をしたお二人に、宣誓書受領証を発行する「宣誓方式」と、希望に応じて公正証書等を提出いただき、公正証書等受領証を発行する「公正証書方式」があります。

宣誓をすることができる方

- ▶ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方が性的少数者である二人であること
- ▶ 成年に達していること
- ▶ いずれか一方が県内に住所があるか、県内への転入を予定していること
- ▶ 現在婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップ宣誓をしていないこと
- ▶ 近親者でないこと（パートナー関係に基づいた養子縁組を除く）

必要書類

- ▶ 住民票の写し 若しくは 住民票記載事項証明書
又は 戸籍の附票の写し
（「個人番号」の記載を省略したもの）
（いずれも発行から3か月以内のもの）
- ▶ 独身証明書 又は 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
（いずれも発行から3か月以内のもの）
※独身証明書等は本籍を有する自治体への申請となりますので、郵送等の関係により交付に時間を要する場合があります。
- ▶ 本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）

公正証書等受領証も希望の方

▶ 公正証書等の書類

point
公正証書については、P.10をご覧ください。

手続きに関する詳細は、県ホームページでご確認ください。 >>>



（参考）三重県内では、伊賀市、いなべ市でもパートナーシップ宣誓制度があります。伊賀市、いなべ市で宣誓をされた方も、県で宣誓することができます。

手続きの流れ

電話、メール等で宣誓日時の事前予約

- 宣誓を希望する日の原則1週間前までに、環境生活部ダイバーシティ社会推進課までご連絡ください。

電話：059-224-2225（平日8時30分から17時15分まで）

メール：iris@pref.mie.lg.jp

※宣誓ができる時間：平日9時から17時

※宣誓日時は状況等によりご希望に沿えない場合があります。

パートナーシップ宣誓（当日）

- 必要書類等をお持ちのうえ、お二人で三重県庁にお越しください。（プライバシーに配慮した個室スペースをご用意します。）
- 担当職員の前で、パートナーシップ宣誓書をご記入いただきます。（宣誓書は県が準備します。）

受領証の交付

- 要件・必要事項等を確認のうえ、宣誓書の写しとともに、「三重県パートナーシップ宣誓書受領証」を即日交付します。
※内容確認等のため、1時間程度お時間をいただきます。
- 宣誓日時点でお二人とも県外にお住まいの方で、双方又はいずれか一方が県に転入予定の場合は、転入予定者受付票を交付します。転入後に、交付した転入予定者受付票に住民票の写し（転入者のみ）を添えて提出（郵送可）してください。確認後、宣誓日付で受領証を交付します。

三重県パートナーシップ宣誓書受領証

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日 交付番号 _____

【本人】 _____ 【パートナー】 _____

_____ 様 _____ 様

三 重 県 知 事

表面

このカードはお二人が人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であること宣誓されたことを三重県として証するものです。カードの提示を求められた場合は、上記の事項を照会確認してください。また、法的な目的を有するものではありません。個人情報（特記事項、写真等）を本制度を利用していただくことについては、本人の同意なく行わないでください。お問い合わせ先：環境生活部ダイバーシティ社会推進課 059-224-3070（代表）

姓() 名() 姓() 名()

【特記事項】

【緊急連絡先】(この欄の記入は任意です。)
本人が、急病や事故などが一時的に発生した場合、パートナーへ連絡していただく。本人の住所、電話番号、本人の氏名

裏面

三重県パートナーシップ宣誓制度 利用先一覧

(令和3年8月現在)

公営住宅

以下の公営住宅の入居申し込みにご利用できます。

公営住宅 (県及び17市町)	三重県 津市 四日市市	松阪市 桑名市 名張市	尾鷲市 亀山市 鳥羽市	いなべ市 伊賀市 菟野町	朝日町 多気町 玉城町	度会町 南伊勢町 御浜町
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	-------------------	--------------------

※詳細は、個別に県・各市町あてにお問い合わせください。

医療機関

以下の医療機関における面会等の際にご利用できます。

津市	県立こころの医療センター、県立一志病院、津生協病院、久居病院、 独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター、独立行政法人国立病院機構榊原病院
四日市市	県立総合医療センター、市立四日市病院、みたき総合病院、 総合心療センターひなが、小山田記念温泉病院
伊勢市	伊勢慶友病院、伊勢赤十字病院
松阪市	松阪市民病院、松阪中央総合病院、松阪厚生病院
桑名市	桑名市総合医療センター、多度あやめ病院
鈴鹿市	鈴鹿中央総合病院、鈴鹿さくら病院、高木病院
名張市	名張市立病院
亀山市	亀山市立医療センター
鳥羽市	鳥羽市立診療所（鏡浦（今浦分室、石鏡分室含む）、坂手、桃取、神島、菅島）
熊野市	熊野病院
志摩市	県立志摩病院、国民健康保険志摩市民病院、 志摩市立国民健康保険浜島診療所、豊和病院
伊賀市	伊賀市立上野総合市民病院
川越町	川越診療所
菟野町	三重北医療センター菟野厚生病院
玉城町	玉城町国民健康保険玉城病院
南伊勢町	町立南伊勢病院
御浜町	紀南病院

※詳細は、個別に各機関あてにお問い合わせください。

県・市町の主な行政サービス (公営住宅、公立病院以外)

パートナーシップ宣誓をしなくても利用できる行政サービスもあります。

利用にあたっては、制度ごとに所定の要件がありますので、詳細は問い合わせ先にご確認ください。

【県】

主なサービス名	内 容	問い合わせ先
身体障がい者等に対する自動車税の減免	身体障がい者等と同居しているパートナーが身体障がい者等のために自動車を運転する場合	総務部 税収確保課 059-224-2128
生活保護制度	生計同一世帯の場合、同一世帯として受給	子ども・福祉部 地域福祉課 059-224-2256
住居確保給付金	生計同一世帯の場合、同一世帯として申請	子ども・福祉部 地域福祉課 059-224-2256
養育里親	養育里親として登録	子ども・福祉部 子育て支援課 059-224-2883
三重県犯罪被害者等見舞金	遺族見舞金の給付申請	環境生活部 くらし・交通安全課 059-224-2664

【市町】

主なサービス名	内 容	問い合わせ先
要介護認定申請	要介護認定についてパートナーが代理申請	各市町介護保険担当部署
生活保護制度	生計同一世帯の場合、同一世帯として受給	各福祉事務所 (市、多気町又は県福祉事務所)

民間サービス

種類	サービス適用の内容	事業者・団体
不動産	物件のあっせん、賃貸への入居について、家族として取扱うこと	(公)三重県宅地建物取引業協会、 (公)全日本不動産協会三重県本部を通じて協力依頼 【HP掲載をご了解いただいた事業者様】 有限会社桑名ハウジング（桑名市） 有限会社幸基土地（菰野町） 株式会社ランドサービス（四日市市） 白川建設株式会社（亀山市） 株式会社エイコー不動産（津市） 株式会社リブラシア（伊勢市） 大西不動産（伊勢市） みやこ不動産（伊賀市） 株式会社井上不動産（名張市） 伊賀南部不動産事業協同組合（名張市） おれんじ不動産株式会社（熊野市）
金融	住宅ローン（収入合算、連帯保証人）において配偶者の定義にパートナーを含めること	百五銀行、三十三銀行
生命保険	生命保険の受取人にパートナーを指定すること	日本生命、第一生命、住友生命、明治安田生命、 楽天生命、こくみん共済 など
損害保険	自動車保険や火災保険等において配偶者の定義にパートナーを含めること	三井住友海上火災、あいおいニッセイ同和損害、 東京海上日動火災、損害保険ジャパン など
携帯電話	携帯料金の家族割引	NTTドコモ、au、ソフトバンク など
クレジットカード	家族カードの申し込み	オリコカード、楽天カード など
航空	マイレージ特典を家族として利用すること	JAL、ANA
ロードサービス	家族会員として入会すること	日本自動車連盟（JAF）
映画館	夫婦50割（どちらかが50歳以上で二人が割引料金）	109シネマズ（四日市、明和）

※詳細は、個別に各事業者・団体あてにお問い合わせください。

※上記以外にも家族として適用を受けられる民間サービスがある可能性があります。

最新の利用可能サービス一覧は、県ホームページ内「三重県パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービス一覧」をご確認ください。



Q & A

Q. 宣誓制度を利用するにあたって費用はかかりますか。

A. 費用は発生しません。ただし、住民票の写し等、宣誓時に提出の必要がある書類の発行手数料は自己負担となります。また、公正証書等受領証の交付を希望される場合、公正証書等の作成費用は自己負担となります。

Q. 県内に住んでいないと宣誓することはできませんか。

A. いずれか一方が県内に住所を有しているか、または県内への転入を予定している場合は、宣誓できます。

Q. 養子縁組をしている場合でも宣誓できますか。

A. 宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合も宣誓できます。

Q. 通称名は使用できますか。

A. 使用可能です。受領証に表示する氏名に通称（戸籍上の氏名と併せて、社会生活上日常的に使用している氏名）の使用を希望する場合は、通称を日常的に使用していることが分かる書類（通称あてに届いた郵便物や社員証など）を提示してください。

Q. 郵送やメールでの宣誓はできますか。

A. 郵送やメールでの宣誓は行っていません。本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお二人でお越しください。

県ホームページにはこのほかの項目も掲載していますので、「よくある質問について」をご確認ください。

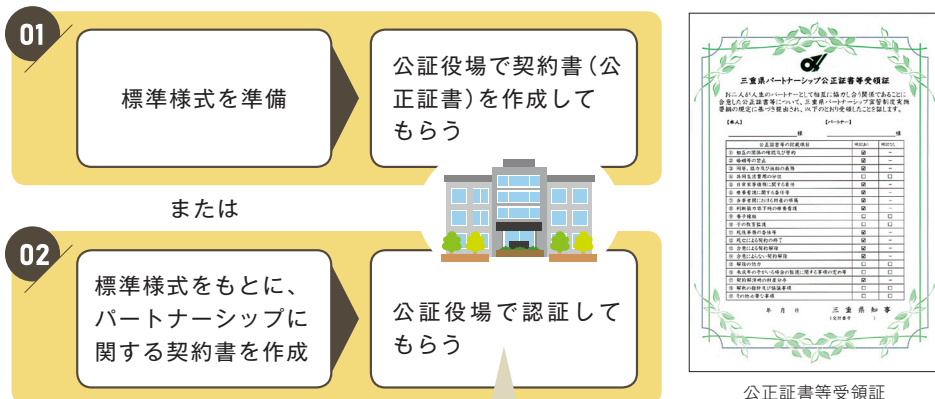


公正証書を作成する

公正証書とは、法務大臣から任命された「公証人」と呼ばれる人が、当事者から依頼をうけて作成する文書のことです。信頼性が高く、作成した証書は原本が公証役場に保管されるので、紛失等の心配もありません。

また、公正証書の作成は、契約書が間違いなくお二人の意思に基づいて作成されたものであると公証人が公的に証明しますので、お二人の関係をより明確に示すことができます。

県の公正証書等受領証の交付を受けるには、P.12、13にある標準様式をもとに、公証役場でパートナーシップ契約公正証書を作成してもらうか、標準様式をもとに作成した契約書の私文書認証または宣誓認証を受けてください。



私文書認証

私文書認証とは、作成した文書の署名、署名押印、記名押印が本人のものに間違いなく、公証人に証明してもらうことをいいます。認証を受けることにより、作成文書が本人の意思に基づいて作られたものであるという証明になり、信用性が高まります。

宣誓認証

宣誓認証とは、文書の作成名義人が、公証人の面前で記載内容が真実であることを宣誓した上で、署名もしくは押印、または文書の署名もしくは押印が自分の意思に基づいてされたものであることを自認した場合に、公証人がその文書を公証することをいいます。

私文書認証と違い、代理人による手続きは認められず、必ず本人が公証人の面前で宣誓することが必要です。

パートナーシップに関する契約書(公正証書)には、家事の分担はどうか、万が一のことがあった時の対応等、お二人の共同生活上の合意事項などを記載します。

記載項目には下記のようなものがあり、県の公正証書等受領証を希望する場合、赤字項目の記載が必須となります。

① 相互の関係の確認及び誓約	⑪ 死後事務の委任等
② 婚姻等の禁止	⑫ 死亡による契約の終了
③ 同居、協力及び扶助の義務	⑬ 合意による契約解除
④ 共同生活費用の分担	⑭ 合意によらない契約解除
⑤ 日常家事債務に関する責任	⑮ 解除の効力
⑥ 療養看護に関する委任等	⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等
⑦ 当事者間における財産の帰属	⑰ 契約解消時の財産分与
⑧ 判断能力低下時の療養看護	⑱ 解釈の指針及び協議事項
⑨ 養子縁組	⑲ その他必要な事項
⑩ 子の教育監護	

作成にかかる費用 (日本公証人連合会ホームページ参考 令和3年8月現在)

- 公証役場の手数料 1契約につき 11,000円
(証書の枚数が4枚を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算されます。)
- 正本謄本の作成手数料 1枚 250円×枚数

※県の公正証書等受領証の発行を希望する際は、作成した公正証書等を提出していただく必要がありますので、お二人で所有する分とは別でご準備ください。提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

参考 パートナー契約証書（標準様式）

（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、性的指向又は性自認を理由に婚姻することができないがゆえに、双方の自由な意思決定に基づき、社会観念上の婚姻に匹敵する関係を築くことを目的として、本日、以下のとおり合意した。

第1条（相互の関係の確認及び誓約）

甲及び乙は、本契約が愛情と信頼に基づく真摯な関係にあることを、相互に確認し、生涯にわたって助け合い、家族として支えあって生きていくことを相互に誓約する。

第2条（婚姻等の禁止）

甲及び乙は、本契約の効力が存続する間は、他の者と婚姻し、又は本契約と同等若しくは類似の契約を締結しないことを誓約する。

第3条（同居、協力及び扶助の義務）

- 1 甲及び乙は、同居し、互いに協力し扶助することを約束する。
- 2 甲又は乙の一方が居住用不動産について所有権、賃借権その他の使用権限を有するときは、当該一方は、他方（以下「相手方」ともいう）に対し、当該居住用不動産に同居することを認め、賃主に対する同居人の届出等、所要の手续をとる。
- 3 甲及び乙は、第1項の扶助にあたっては、相互に相手方の生活を自己の生活と同一水準で維持するものとする。
- 4 甲及び乙は、互いに相手方以外の第三者と性的関係を持たないことを約束する。ただし、甲及び乙との間の信頼関係及び実質的共同生活関係が既に破綻している場合はこの限りでない。

第4条（共同生活費用の分担）

- 1 甲及び乙は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、両者の共同生活から生ずる費用（居住費、食費、水道光熱費、医療費、教育費、保険料その他の生活上の費用をい、以下「共同生活費用」という）を分担することを約束する。
- 2 前項の共同生活費用の分担は、本契約が解消されるまでの間とし、家庭裁判所のウェブサイトに掲載されている養育費・婚姻費用算定表の額を基準として協議の上で定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約に違反し、かつ、甲及び乙の信頼関係及び実質的共同生活関係の破綻につき帰責性のある者は、相手方に対し、共同生活費用の分担金を請求することができない。

第5条（日常家事債務に関する責任）

甲又は乙の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他方は、これによって生じた債務について、連帯して責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。

第6条（療養看護に関する委任等）

1 甲又は乙の一方が負傷又は疾病に罹患し、医療機関において治療、療養、延命又は手術（以下「治療等」という）を受ける場合に備え、甲及び乙は、相互に、他方に対し、治療等の場面に立ち会い、本人と共に、又は本人に代わって、医師その他の医療関係者から、症状や治療等の方針・見直し等に関する説明（カルテの開示を含む）を受けることを委任する。

- 2 前項の場合に加え、負傷又は疾病に罹患した甲又は乙の一方は、その通院・入院・手術時、意識不明時及び危篤時において、他方に対し、入院時の付き添い、面会謝絶時の面会、治療方針の決定及び手術に同意することを委任する。この場合、他方の決定は、本人の最近親の親族（子・父母・兄弟姉妹その他本人の当該時点における最も近い親等の親族を指す）に優先するものであることを相互に確認する。
- 3 甲及び乙は、前二項の委任事務を全うするため、平常時において、自己の治療等に関する希望、意向その他の意思を、あらかじめ他方に説明するとともに、治療等に関する他方の意思を常に確認し、理解するよう努める。

第7条（当事者間における財産の帰属）

- 1 甲又は乙の一方が本契約締結前から有する財産及び本契約の効力が存続する間に自己の名で得た財産は、その特有財産（本契約当事者の一方が単独で有する財産をいう。以下同じ）とする。
- 2 甲又は乙のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものとする。

第8条（判断能力低下時の療養看護）

甲及び乙は、生活又は財産の形成過程にあり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難である事由があるところ、甲又は乙の一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、他方は、身体能力又は判断能力が低下した者の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、一方の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況を配慮すること及び甲乙間で必要が生じたときは速やかに、任意後見契約に係る公正証書を作成することに合意する。

第9条（養子縁組）

甲又は乙の一方が養子縁組をするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。ただし、相手方がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

第10条（子の教育監護）

- 1 甲又は乙の一方が、未成年者の親権者であるとき又は未成年者の親権者となったときは、当該一方は、相手方に対し、当該未成年者の教育監護を委託し、甲及び乙は、当該未成年者の福祉を第一に考え、相互に協力して、当該未成年者の教育監護を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の権限には、当該未成年者に医療行為が必要であると医師が認めるとき、その医療行為について医師から説明（カルテの開示を含む）を受け、手術その他の医療侵襲の同意をし、又は治療方針の決定に同意することを含むことを確認する。

第11条（死後事務の委任等）

1 本契約当事者は、一方当事者が死亡したときは、お互いに、死亡した一方（以下「死亡当事者」という）の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という）を、他方当事者（以下「生存当事者」という）に委任する。

- ① 親族等の関係者への連絡
- ② 葬儀、納骨、埋葬、永代供養
- ③ 未払の租税公課、医療費、入院費用、福祉施設利用料その他一切の債務の弁済
- ④ 家財道具、生活用品の処分
- ⑤ 行政官庁等への届出（死亡届を除く。）

- ⑥ 死亡当事者が当事者となっている契約の全部又は一部の解約及び清算
- ⑦ 以上の各事務に関する費用の支払
- 2 甲及び乙は、本件死後事務を処理するに当たり、生存当事者が復代理人を選任することを相互に承諾する。
- 3 死亡当事者の葬儀、納骨、埋葬及び永代供養等は、死亡当事者の生前の希望や資力等を考慮して、生存当事者が決定するものとする。
- 4 葬儀、納骨、埋葬その他本件死後事務を遂行するために必要な費用は、全て死亡当事者の負担とし、生存当事者は、その管理する死亡当事者の財産の中から支出する。
- 5 死亡当事者の法定相続人その他の死亡当事者の地位の承継者は、生存当事者の承諾がない限り、本件死後事務の委任を解除することができない。

第12条（死亡による契約の終了）

- 1 甲又は乙の一方が死亡したときは、本契約は当然に終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11条（死後事務の委任等）の規定は、前項による本契約終了後においても有効に存続する。

第13条（合意による契約解除）

- 1 甲及び乙は、当事者双方の合意により、本契約を解除することができる。
- 2 前項の解除は、当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面で行わなければならない。

第14条（合意によらない契約解除）

- 1 甲又は乙の一方は、次に掲げる場合に限り、書面による一方的な意思表示により本契約を解除することができる。
 - ① 相手方に不貞な行為（自由な意思に基づいて本契約当事者以外の者と性的関係を持つことをいう）があったとき。
 - ② 相手方から悪意で遺棄（第3条第1項に違反し、かつ、その違反の程度が甚だしいことをいう）されたとき。
 - ③ 双方の合意によらずに相手方が別居し、その期間が5年を経過したとき。
 - ④ その他本契約を継続し難い重大な事由があるとき。
- 2 甲又は乙の一方の生死が3年以上明らかでないときは、本契約は当然に終了する。

第15条（解除の効力）

- 1 本契約の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。この場合において、当事者の一方に帰責性があったときは、その者に対する慰謝料その他の損害賠償の請求を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第16条（未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等）及び第17条（財産分与）の規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

第16条（未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等）

第13条又は第14条により本契約を解除する場合において、本契約当事者が未成年者を養育しているときは、甲及び乙は、当該未成年者との面会及びその他の交流、当該未成年者の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項を、その協議で定める。この場合においては、当該未成年者の利益を最も優先して考慮しなければならない。

第17条（契約解消時の財産分与）

- 1 第13条又は第14条により本契約を解除する場合、甲又は乙の一方は、他方に対して財産の分与を請求することができる。ただし、本契約の解除のときから2年を経過したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、本項第1号に掲げる財産の総額から、第2号及び第3号に掲げる財産並びに第4号に掲げる債務の額の合計額を減じて得た額を、双方に等分に分与する。
 - ① 本契約解除時において甲及び乙が有する動産、不動産、預貯金その他一切の財産（取得又は稼得した際の名義、資金拠出者及び現在の名義の如何を問わず、本契約当事者の一方の特有財産も含む。）
 - ② 甲及び乙が本契約締結時において有していた財産、及び本契約の効力存続中に相続その他の事由により自己の名義で無償取得した財産
 - ③ 甲及び乙との間の信頼関係及び実質的共同生活関係が破綻した後に、甲又は乙の一方が自己の名義で取得した財産
 - ④ 甲及び乙の一方又は双方が、本契約の効力存続中に、共同生活費用に充当するために負担した債務（住宅ローンを含む）
- 3 前項に規定する財産分与の請求は、自己名義の財産が前項の計算により算出された分与額よりも少ない当事者から、他方当事者に対して、当該差額の支払を請求する方法により行う。この場合、甲及び乙は、互いに他方に対して、その有する財産の情報を開示しよう請求することができる。

第18条（解釈の指針及び協議事項）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、婚姻に関する民法その他の日本法（ただし、民法第754条を除く。）及び当該法令に係る過去の裁判例の判断に準拠して解釈するものとし、当事者双方が誠実に協議してこれを解決する。

本契約を証するため、証人2名の立会いの下、甲及び乙は本契約書正本2通を作成し、各自署名捺印の上、各々1通を保有する。

年 月 日

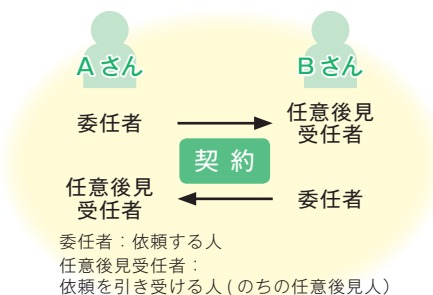
甲： [住所] [住所]
[氏名] [氏名]

証人： [住所] [住所]
[氏名] [氏名]

任意後見契約をむすぶ

任意後見契約とは、将来認知症などで自分の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ財産管理や必要な契約締結等をしてもらうことを自分の信頼できる人に頼み、これを引き受けてもらう契約のことをいいます。

自分が元気なうちに、パートナーと互いに任意後見契約を結んでおくことで、将来自分の判断能力が低下した場合に備えることができます。



任意後見契約書の作成方法

任意後見契約は、法律により公正証書でなければならないと決まっています。まずはお近くの公正役場にご相談ください。

作成した公正証書の原本は公正役場で保管され、本人と任意後見受任者には、公正証書の正本と謄本が交付されます。登記については、公証人が登記所（法務局）に嘱託して行われるので、申請の必要はありません。

作成にかかる費用 （日本公証人連合会ホームページ参考 令和3年8月現在）

1. 公正役場の手数料 **1 契約につき 11,000 円**
（証書の枚数が4枚を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算されます。）
 2. 法務局に納める印紙代 **2,600 円**
 3. 法務局への登記嘱託料 **1,400 円**
 4. 書留郵便料 **約 540 円**
 5. 正本謄本の作成手数料 **1 枚 250 円 × 枚数**
 正本…委任者と受任者に渡すためのもの
 謄本…登記のためのもの
- パートナーと互いに作成する場合は、**合計金額 × 2人分**となります。

遺言を作成する

遺言とは、自分の死後についてあらかじめ意思表示しておくことです。

遺言がない場合、自分が残した財産は法律で定められた法定相続人（親、きょうだいなど）に引き継がれるため、もしパートナーなど法定相続人以外の人に財産を残したいという場合、遺言を作成しておく必要があります。遺言は法律で方式がきまっており、ここではその方法を紹介します。

公正証書遺言

遺言者が公証人の前で遺言の内容を伝え、公証人が文章にまとめ、遺言を作成することをいいます。自筆証書遺言のように家庭裁判所で検認の手続きを経る必要がなく、原本は必ず公証役場に保管されるので、破棄されたり、隠匿や改ざんされる心配もありません。

公正証書遺言を作成するためには、証人二人の立会いが義務づけられています。（公証役場で紹介してもらうこともできます。）作成費用は、財産価額や相続人の人数などによって算出します。

自筆証書遺言

全文を自身で手書きし、日付と氏名を明記し押印します。パソコン等で書いた文章に署名をしても無効となります。費用がかからず、簡単に作成することができますが、死亡後は遺言を発見した人が家庭裁判所に持参し、検認の手続きを受ける必要があります。また、紛失や発見されないといった可能性があります。

こうした紛失等为了避免するため、内容証明郵便を活用して、自筆証書遺言を第三者等（弁護士や税理士、あるいは信頼できる人など）に送るといった方法もあります。

秘密証書遺言

遺言者が、遺言の内容を記載した書面（自書でなくても可）に署名押印をし、自己の遺言書であることを伝えて公証人及び証人二人に提出します。内容を誰にも明らかにせずに遺言書を作成することができますが、法律的な不備があった場合、無効となってしまう危険性があります。また、家庭裁判所で検認手続きを受ける必要があります。

相談窓口のご案内

みえにじいろ相談 ～性の多様性に関する相談～

性の多様性に関するさまざまな悩みなどの相談をお受けします。
ご本人だけでなく、周囲の方からの相談も受け付けています。

電話相談

 **059-233-1134**

毎月第1日曜日 13:00～19:00

第3金曜日 14:00～20:00

(年末年始を除く)

SNS相談

令和3年10月～開始予定

毎月第2金曜日 14:00～20:00

第4日曜日 13:00～19:00

(年末年始を除く)

相談に関するお問い合わせ

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234

TEL 059-233-1131 FAX 059-233-1135



みえにじいろ相談HP

よりそいホットライン

(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

 **0120-279-338**

24時間受付

生活の中での悩み、性に関する悩みなど、さまざまな
相談を受け付けています。



よりそい
ホットラインHP

県人権センター

 **059-233-5500**

9時～17時 (年末年始を除く)

人権に関するさまざまな悩みについての相談を
受け付けている、県の機関です。



県人権センター
HP

法務局人権相談ダイヤル

 **0570-003-110**

月～金曜日 8時30分～17時15分

(祝日・年末年始を除く)

差別やパワーハラスメントなど、さまざまな
人権問題の相談を受け付けています。



人権相談ダイヤル
HP

法テラス(日本司法支援センター)

 **0570-078374**

平日 9時～21時

土曜日 9時～17時

法的なトラブルの解決に必要な情報やサービス提供、支援を行っ
ています。電話相談のほか、面談、メールによる相談も受け付け
ています。

県内の法テラス事務所

法テラス三重 (〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル)

無料法律相談を希望する場合、事前予約が必要となります。
詳しくは法テラスホームページをご確認ください。



法テラスHP

(参考文献・ホームページ)

ふたりで安心して最後まで暮らすための本／永易至文

LGBTsの法律問題Q&A／大阪弁護士会 人権擁護委員会

性的指向と性自認に関するプロジェクトチーム

令和の遺言と相続／稲田龍示

日本公証人連合会ホームページ

NPO法人EMA日本ホームページ

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2225 / FAX 059-224-3069
E-mail iris@pref.mie.lg.jp

